

陳 情 文 書 表

(都市計画局)

受 理 番 号	1857	受 理 年 月 日	令和3年9月28日
件 名	北部山間地域における建設残土等に関する指導強化		
要 旨	<p>1980年代に土砂取扱業者が、建設残土と産業廃棄物の処分場として京都市北区の峯山林道（奥長谷線）山中を造成しようとする計画があった。しかし当時、この地域の湧水を地元の道風町水道組合が飲料水に利用していたため、地元住民が反対の意向を示したことから、業者は地元と協議する中で計画を取りやめた経過がある。ところが、その後、この土地が転売されたようで、現在の業者が当該土地を入手することとなり、約3年前から建設残土等を運び入れている状態が今日まで続いている。</p> <p>本市は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を令和2年6月1日から施行させているが、当該業者はそれ以前から営業しており、条例の施行前に造成した堆積物に、どのような廃棄物が混入しているか不明な状況である。本年7月3日から5日にかけて大雨が降った際には、当該処分場の下に位置し、地元住民が飲料水・農業用水として利用している杉坂川が、突然白く濁るという事象が発生した。この川が過去に濁ったことは一度もなく、明らかに建設残土等により生じた盛り土が何らかの影響を強く与えているのではないかと容易に推測できる。また、急斜面下に住宅が存在する杉坂道風町において、今後、建設残土等の盛り土行為が続いた場合、伏見区の大岩山で発生した土砂崩れや静岡県熱海市で発生した土石流のような甚大な災害が発生する可能性が大きいことから、地元住民は大変不安な日々を送っている。</p> <p>よって本市においては、山間地域及び周辺地域に暮らす人々の命と暮らしを守り、健康的で安全な暮らしを存続させるため、これら自然環境を破壊することにつながる行為に対して、条例の見直しも含めた徹底したルールづくりが必要と考える。</p> <p>ついては、以下の具体的な取組について善処することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 盛り土の原因による新たな災害の発生が危惧されることから、定期的な安全確認調査を実施するとともに、対策状況について地元住民へ開示すること。 2 土壤汚染による自然環境破壊及び河川等への有害物質流入が危惧されることから、河川等の水質について定期的な調査を実施するとともに、その結果を地元住民に開示すること。 3 浮遊粉じんによる健康被害を考慮し、環境影響調査についても実施すること。 4 万が一、土砂災害の発生や環境破壊による健康被害等が発生した場合は、その責任の所在を明確にするとともに、指導監督する立場として適切に対処すること。 5 離合困難な狭い道路である府道31号線（鷹峯街道）を当該業者の大型ダンプカーが頻繁に通過しているため、通学路の安全確保及び通行車両の安全確保について地元警察とも連携し、業者に対し安全対策についての取組を指導徹底すること。 		
陳 情 者			
回付委員会	まちづくり委員会		